

## 令和5年度 臨時教育委員会 議事録

### 会議次第

- 日 時：令和5年12月11日（月） 9時00分
- 場 所：東彼杵町総合会館 教育センター 小会議室
- 出席者：（教育委員）山口直登 （教育委員）橋本茂子  
（教育委員）川原 悟 （教育委員）長下亜希  
（教育長）粒崎秀人 （教育次長）岡田半二郎 （総務係長）遠岳祐二
- 欠席者： —
- 教育長挨拶
- 議題
  - （1）協議事項
    - ① 公文書公開請求について
    - ② いじめ事案に係る外部調査委員会の設置について
  - （2）報告事項
    - ① 説明会開催要望に係る回答内容について
  - （3）その他

## 会議記録（報告及び質問又は協議の要旨）

開会 9時00分

### 教育長挨拶

本日の臨時教育委員会開催の趣旨を述べ、また今回の協議事項に関連した近況と当該者からの要望案件について、その経過と対応などの説明報告を加えて挨拶を行った。

### 議題

#### （1）協議事項

- ① 公文書公開請求について
- ② いじめ事案に係る外部調査委員会の設置について

### 教育次長

先に公文書公開請求について、東彼杵町情報公開条例に基づく公文書公開請求書が提出されました。

この案件は、教育委員会に係る公文書の情報公開の請求であるため、その公開請求にあたっての公開の諾否の判断、また公開内容の検討などについて協議をお願いするものです。

先に、東彼杵町公開条例の内容について説明を行います。

開示請求については、東彼杵町情報公開条例に基づいて公文書の公開請求ができます。

また、その手続き等は東彼杵町情報公開条例施行規則で規定されています。

なお、公開された内容、または非開示ということに対する不服審査請求という対応も取れます。

まず開示請求にあたり、本条例第2条第1号で「公文書」が規定されおり、その定義は実施機関、ここでは教育委員会となります。教育委員会の職員が職務上作成し、または取得した文書、図面及び電磁的記録であって、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているものとなります。

なお、個人的なメモについては、公文書に当たらないものとして整理をしています。

次に、条例第6条で「公開しないことができる公文書」が規定されています。

条例第6条1号、2号、3号、4号、5号、第6号までありますが、今回の案件については、第1号、2号、3号に関わるようなものは、開示できないと判断をしています。

第1号については法令又は条例等で明らかに公開してはいけないという情報。

第2号では、個人に関する情報で、特定の個人が識別され、又は識別され得るもの。なお、但し書きに係る内容については、除くとなっています。

第3号では、いわゆる法人、団体や事業を営む個人の事業等に関する情報内容で、公開することによりその法人や団体、個人事業者の事業等の事業運営上の地位や正当な利益が損なわれると認められるものは除くとなっています。

以上のような内容は、公開することが出来ない内容として整理をいたします。

また、開示する文書で、その公文書の全てが公開することに支障がなければ全文書を開示することになりますが、開示する公文書の中で、条例第6条に該当する部分があり、部分的に開示ができない場合には、その部分を黒塗りで処理することになり、部分的に非開示という判断をいたしております。

それでは、次に別添の公文書公開請求書並びに公文書公開に係る内容の案について説明をします。

(これ以降は、別添資料により説明するが、これ以降の説明内容、質疑及び協議の要旨については、請求者の個人情報や非公開事項となるため、記載を省略する。)

また、最後に、関連して②いじめ事案に係る外部調査委員会の設置について、別添資料により説明を行った。)

## (2) 報告事項

### ① 説明会開催要望に係る回答内容について 教育長

この協議事項の他の件で、後で報告事項として説明しますが、今日回答することについても報告して、一応了解、あるいは修正などの検討もお願いしたいと思っていますので宜しくお願いします。

### 教育次長

報告事項の説明前に、先に、公文書開示請求の補足説明事項として、公文書開示内容に不服があった場合には、その不服申し立ての審査請求が出来ることになっていますが、その審査請求にあたりましては、外部機関の審査会で審査することになります。本町では長崎県市町村行政振興協議会に委託をしています。

続いて、関連もありますので、報告事項の事案について、説明をいたします。

別添文書の内容のとおり、説明会開催を要望されており、その回答を本日11日までとされています。

については、この回答の内容についてもご意見や助言等をお願いします。

(これ以降は、別添資料により説明するが、これ以降の説明内容、質疑及び協議の要旨については、請求者の個人情報や非公開事項となるため、記載を省略する。)

(※会議途中、別途会議のため暫時休会を行い、11時55分から会議再開する。)

12時21分 閉会

議事録署名

令和6年2月20日

教育委員 山口直登

教育長 粒崎秀人